

# Chill Chill Japan特集ページPR事業 公募型プロポーザル実施要領

## 1 事業の趣旨・目的

宮城県、山形県、福島県及び栃木県で構成する栃木・南東北国際観光テーマ地区推進協議会では、平成26年度から継続してタイの訪日旅行者をターゲットとした誘客プロモーションを展開しており、令和元年の宿泊旅行統計調査（観光庁）における同地域のタイ宿泊旅行者は、過去最多の96千人泊を記録した。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、旅行者の大幅な減少が避けられない状況であったが、タイ人の訪日意欲は依然として高いことから、感染症収束後の反転攻勢に向けて、特集ページの作成や観光素材の発掘・磨き上げを行ってきた。

令和3年度は、令和2年度に作成した本協議会の特集ページ「Chill Chill Japan 特集ページ」を広告配信し、同地域のさらなる認知度向上を図る。また、ウェブサイトの来訪者を対象としたアンケートを実施することにより、今後の誘客促進施策の判断材料とする。

## 2 業務概要

- |                      |                                                                                                                                                               |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 業務名              | Chill Chill Japan特集ページPR事業                                                                                                                                    |
| (2) 業務内容             | 別紙「Chill Chill Japan特集ページPR事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり                                                                                                        |
| (3) 契約期間             | 契約締結の日から令和4（2022）年3月18日（金）まで                                                                                                                                  |
| (4) 委託料限度額           | 1,485,000円（消費税及び地方消費税を含む。）                                                                                                                                    |
| (5) 担当所属及び<br>問い合わせ先 | 〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20<br>栃木・南東北国際観光テーマ地区推進協議会事務局 岡安<br>（栃木県産業労働観光部観光交流課 インバウンド推進担当）<br>電話 028-623-3309 FAX 028-623-3306<br>電子メール kanko@pref.tochigi.lg.jp |

## 3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有する、または参加表明書の提出時点において入札参加資格の取得を申請済の者であること。
- (3) 本要領の公表日から令和3年10月8日までに、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年4月1日施行）及び山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）、宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）、山形県暴力団排除条例（平成23年山形県条例第26号）及び福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団等に該当しない者であること。
- (6) 国または地方公共団体が発注した類似業務に関し受注実績がある者であること。

## 4 プロポーザル実施の手続

### (1) 実施スケジュール

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| ア 実施要領等の公表        | 令和3年9月15日（水）      |
| イ 実施内容等に関する質問受付期限 | 令和3年9月21日（火）17時必着 |

|              |                   |
|--------------|-------------------|
| ウ 質問に対する回答   | 令和3年9月27日(月)      |
| エ 参加表明書の提出期限 | 令和3年9月29日(水)17時必着 |
| オ 企画提案書の提出期限 | 令和3年10月8日(金)17時必着 |
| カ 審査結果の通知・公表 | 令和3年10月中下旬        |

(2) 募集要領等の配布

栃木県ホームページ(産業・しごと-入札・公売-入札・公募(業務委託))からダウンロードすること。

URL : <https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(別記様式1)により提出すること。

ア 受付期間: 公募開始日~令和3年9月21日(火)17時必着

イ 質疑方法: 電子メール又はFAXにより、2(5)に提出すること。

ウ 回答期日: 令和3年9月27日(月)

エ 回答方法: 回答は栃木県ホームページ(4(2)のURL)に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書(別記様式2)及び確認書(別記様式3)を作成し、提出すること。

ア 提出期限: 令和3年9月29日(水)17時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所: 2(5)

ウ 提出方法: 持参(平日の9時~17時)又は郵送(書留郵便に限る。)

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和3年10月8日(金)17時までに辞退届(様式任意)を提出すること。

(5) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア~クに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期限: 令和3年10月8日(金)17時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所: 2(5)

ウ 提出方法: 持参(平日の9時~17時)又は郵送(書留郵便に限る。)

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

エ 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。枚数に制限はないが、カラー印刷とすること。

オ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案者の概要

(イ) 企画提案内容(仕様書記載の業務内容に関する具体的な企画案)

(ウ) 業務遂行人員体制及び業務スケジュール

(エ) 類似事業の業務実績

(オ) 参考見積

カ 企画提案書は1者1提案とする。

キ 企画提案書の提出部数は、5部(正本1部、副本4部)とする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

ク 提出の際に、栃木・南東北国際観光テーマ地区推進協議会(以下「委託者」という。)宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する(諸経費や消費税も区別する)とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

- ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。
- イ 提出書類は、理由のいかんを問わず返却しない。
- ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
- エ 委託者は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は全て企画提案者の負担とする。
- カ 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ケ 企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。
- コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、生じる責任は企画提案者が負う。

## 5 審査方法等

### (1) 審査基準

別表「審査基準」のとおり

### (2) 審査方法

企画提案書の内容について、委託者が設置する選定委員会において書面審査を実施し、審査基準に基づき、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し、評価を行う。

### (3) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(2)による評価において、最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約候補者として選定する。

イ 該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員による評価のうち最高点及び最低点を除いた2名の平均点が最も高い者を契約候補者とする。

ウ イの場合において、平均点の最も高い提案者が複数ある場合には、その中から選定委員会で審議の上、契約候補者を特定する。

エ 企画提案者が1社だった場合は、各選定委員による評価の合計の平均点が24点以上の場合は、当該企画提案者を契約候補者として特定する。

### (4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託料上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触した場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定結果を通知する。また、契約候補者の名称及び選定理由について、栃木県ホームページ（4(2)のURL）に公表する。

## 7 契約手続

(1) 契約候補者と委託者との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。

(3) 契約候補者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞

退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を新たな契約候補者とする。

## 8 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができる。

### (2) 個人情報の保護

受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）、栃木県個人情報保護条例施行規則（平成13年栃木県規則第66号）、宮城県個人情報保護条例（平成8年10月14日宮城県条例第27号）、宮城県個人情報保護条例施行規則（平成8年10月18日宮城県規則第69号）、山形県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例第62号）、山形県個人情報保護条例施行規則（平成13年3月6日山形県規則第25号）及び福島県個人情報保護条例（平成6年10月14日福島県条例第71号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

### (3) 守秘義務

受託者は、委託義務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了し、契約が解除された後においても、同様とする。

## 9 業務の継続が困難となった場合の措置

委託者と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

### (1) 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合には、委託者は、契約の全部又は一部を解除することができ、委託料の全部又は一部を返還させることができるものとする。

この場合、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を、受託者が賠償するものとする。

### (2) その他の事由による場合

天災、新型コロナウイルス感染症、その他、委託者及び受託者双方の責めによらない事由により、業務の全部又は一部の継続が困難となった場合、受託者は、委託者の承認を得て、当該部分の義務を免れるものとし、委託者は、当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。

別表 Chill Chill Japan特集ページPR事業公募型プロポーザル審査基準

- 1 審査項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（4名）が採点する。
- 2 企画提案者の中で最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約候補者とする。  
 なお、該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員による評価のうち最高点及び最低点を除いた2名の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
- 3 2の場合において、平均点の最も高い提案者が複数あった場合は、その中から選定委員会で審議の上、契約候補者を特定する。
- 4 各選定委員による評価の合計の平均点が24点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

(40点満点)

| 審査項目       | 評価内容                                      | 配点 |
|------------|-------------------------------------------|----|
| 1 業務内容の理解度 | 業務委託の目的や内容について十分に理解しているか。                 | 5  |
| 2 提案内容の優良性 | 提案内容に具体性、妥当性、実現可能性があり、優れているか。             | 5  |
| 3 提案内容の独創性 | 独自の発想に基づく提案内容が含まれているか。                    | 5  |
| 4 業務実施の確実性 | 過去に類似の業務で良好な実績を上げているか、同等の成果が期待できるか。       | 5  |
| 5 業務遂行の安定性 | 委託業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュール等の業務環境となっているか。 | 5  |
| 6 業務成果の中立性 | 適正公平な業務成果を示すことができるか。                      | 5  |
| 7 必要経費     | 業務内容に見合った適切な経費であるか。                       | 5  |
| 8 専門的知識    | 業務を遂行するために必要な専門的知識を有しているか。                | 5  |

(選定委員)

選定委員は、次の4名とする。

| 所属                     | 職名 | 備考  |
|------------------------|----|-----|
| 栃木県産業労働観光部観光交流課        | 課長 | 委員長 |
| 宮城県経済商工観光部観光プロモーション推進室 | 室長 |     |
| 山形県観光文化スポーツ部観光復活戦略課    | 課長 |     |
| 福島県観光交流局観光交流課          | 課長 |     |